

男女共同参画に係る啓発活動を行う市内在住者等を補助します

誰もが互いに尊重し、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる地域づくりをめざして、市民が自主的・積極的に男女共同参画に係る学習事業や啓発事業を展開し、理解を深めようとする活動に対し補助金を交付します。

●補助対象者

観音寺市男女共同参画推進サポーターとして登録している人、団体、事業者

サポーターについて詳しくはこちら



●補助対象事業

男女共同参画社会づくりに関する事業

●補助額

補助対象経費全額（上限10万円）

※年度につき1回まで

●受付期間 6月30日(火)まで

問い合わせ先

人権課 ☎23-3928 ②23-3954
⑤jinken@city.kanonji.lg.jp

市民団体等活動促進事業補助金

●補助額 補助対象経費の50%（上限20万円）

※ただし、予算の範囲内になります。

●補助対象

市民活動団体として市に登録している団体（登録は随時受け付けています。他の制度で補助金を受けている、または受ける予定の団体は対象外）

●受付期間 4月1日(水)～30日(木)

午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

●注意

事前に下記まで相談の上、申請してください。公益性や継続性などを審査し、助成団体・補助金額を決定します。



問い合わせ先

地域支援課 市民協働係 ☎23-3949

性の多様性の啓発活動を行う市民団体などを補助します

性の多様性や性的マイノリティへの理解促進のため、市民団体または市内事業者が実施する啓発活動などに対し、補助金を交付します。

●補助対象

- ①性的マイノリティへの理解促進のための人材育成、研修事業
- ②性的マイノリティの当事者、支援者などに対する相談・支援事業
- ③性の多様性への啓発につながる事業
相談事業に要するスタッフの人件費、講師への報酬謝礼、チラシ・ポスター作成費など

●補助額

補助対象経費全額（限度額10万円）

※年度につき1回まで

●受付期間 6月30日(火)まで

問い合わせ先

人権課 ☎23-3928 ②23-3954
⑤jinken@city.kanonji.lg.jp



民間建築物の耐風対策費用を補助

民間建築物の瓦屋根の耐風診断や耐風改修工事費用の一部を補助します。補助対象要件など、詳しくは問い合わせてください。

●補助限度額

- ・耐風診断費 2万1,000円/棟
- ・耐風改修工事費 55万2,000円/棟

問い合わせ先 建設課 ☎23-3942



合併浄化槽設置の補助制度

●対象

- 専用住宅(店舗併用住宅の住宅部分も対象)で、新築時に設置する人
- ・単独浄化槽やくみ取り便槽を合併浄化槽へ転換する人(設置費に撤去費などを上乗せして補助します)

●注意

販売・賃貸が目的の場合や、現在の居住条件によっては、補助を受けられません。公共下水道事業認可区域内は、補助限度額の半額です。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先 下水道課 ☎25-6890

区分	補助基準	補助限度額
設置費	5人槽 床面積が140㎡以下	332,000円
	7人槽 床面積が140㎡超	414,000円
	10人槽 二世帯住宅などに10人槽以上の合併槽を設置	548,000円
撤去費	合併槽への転換に伴う単独槽やくみ取り便槽の全撤去	90,000円
転用費	合併槽への転換に伴う単独槽の雨水貯留槽への転用	90,000円
配管費	合併槽への転換に伴う配管	90,000円

ゼロエネルギーハウス等普及促進補助金



●補助金額

- ・ゼロエネルギーハウス 20万円
(40歳以下は20万円加算、蓄電システムを設置しない場合は5万円減算)
- ・電気自動車等充放電設備(V2Hシステム) 10万円
- ・太陽光発電システム 5万円
- ・蓄電システム 5万円
(太陽光発電システムと蓄電システムを同時に設置する場合は10万円加算)

●対象 居住または居住しようとする市内の住宅について、補助対象設備を建築または設置する人(工事着工までに申請が必要)

●受付期間 4月13日(月)から

問い合わせ先

生活環境課 環境保全係 ☎25-2698

コミュニティ入浴券を交付します



●入浴券利用可能施設

共楽湯、萩の湯、亀の井ホテル観音寺

●内容 年間48枚(月4枚×月数)
(5月以降は月割枚数で交付)

●対象 市内に住所があり、申請時に65歳以上の人

●料金 入浴券1枚につき100円を市が助成(差額は自己負担)

問い合わせ先 高齢介護課 高齢者福祉係 ☎23-3968

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術費を補助

●補助金額 上限3,000円
(1世帯につき同一年度に1匹限り)

●対象 市内に居住し、市内で飼養する犬・猫の飼い主で、市税の滞納がない人。犬の登録をし、申請日以前の1年以内に狂犬病予防注射を受けていること

●受付期間 4月1日(水)から

●注意 手術日から90日以内に申請が必要

問い合わせ先

生活環境課 環境保全係 ☎25-2698



大野原支所・豊浜支所の宿直業務を機械警備に変更します

支所における夜間の業務は年々減少しているため、4月1日より各支所の宿直業務を機械警備に変更します。変更に伴い、午後10時15分から翌日午前6時30分までの問い合わせや届け出などは本庁（夜間・休日専用 ☎23-3950）で対応します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●注意

土・日曜日、祝日などの日直・夜間業務（午前6時30分から午後10時15分まで）は守衛が引き続き行います。

問い合わせ先 大野原支所 ☎54-5700
豊浜支所 ☎52-1200

観音寺市民の皆さんへ

令和8年観音寺市生活応援券を利用してください



重点支援地方交付金を活用し、エネルギーや食料品などの物価高騰による生活への影響を少しでも緩和できるよう、観音寺市生活応援券を交付します。

●交付対象

観音寺市の住民基本台帳に登録がある人（令和8年1月1日時点）

●交付金額

一人あたり1万円（額面1,000円券×10枚）

●交付方法

世帯主宛てに、世帯員分をまとめてゆうパックで3月中に発送しています。配送状況によっては、4月1日以降のお届けになることもあります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

●利用期間 4月1日(水)～8月31日(月)

●利用できる店舗

市内の取扱店舗で利用できます。詳細は市ホームページを確認してください（下記ポスターが取扱店舗の目印です）。



問い合わせ先

専門コールセンター

☎0120-961-213

（受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※土日・祝休日を含む）

マイナ保険証が「医療費助成受給資格者証」として使えます



デジタル庁が、医療費助成受給資格者証を持参せず、マイナ保険証で医療機関や薬局を受診できる「PMH*」の整備を進めています。観音寺市でも、本市の医療費助成受給資格者証としてマイナ保険証を利用できるようになります。

*Public Medical Hub
（自治体・医療機関をつなぐ情報連携システム）

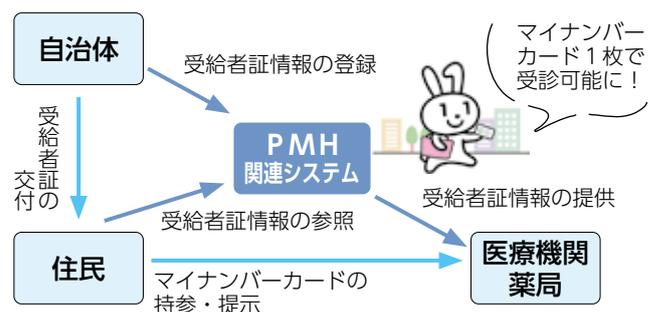
●利用開始日 4月1日(水)から

●対象となる医療費助成制度

- ・子ども医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・重度心身障害者等医療費助成

●注意

- ・事前にマイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。
- ・紙の受給資格者証は引き続き交付します。PMHに対応していない医療機関では、紙の受給資格者証が必要ですので、大切に保管してください。



利用方法

- ・PMHに対応している香川県内の医療機関等でのみ利用できます。利用可能かどうか受診前に各医療機関等に確認してください。
- ・県外の医療機関等にかかる場合は、これまでどおり受給資格者証を利用できないため、一度立て替え払いの後、市役所へ申請してください。
- ・受診時に、マイナ保険証読み取り機にて表示される「医療費助成の各種受給者証を利用しますか」の画面で「利用する」を選択してください。

問い合わせ先 健康増進課 ☎23-3927 ⑤25-5900